

住民基本台帳の閲覧状況を公表します

(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの閲覧分)

住民基本台帳の一部の写しの閲覧は、主に次の場合に限って認められています。

- 1 官公庁が職務で行う場合
- 2 公益性の高い調査研究に利用する場合や、公共団体が公益性の高い活動に利用する場合

※商業目的(ダイレクトメールの発送を目的にしたものなど)による閲覧は認められていません。

(住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条)

	閲覧者(法人の場合は名称及び代表者または管理者名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	株式会社 日本リサーチセンター	腰痛に関する全国調査健康と腰痛についてのアンケート調査のため (委託者 一般社団法人日本腰痛学会)	4月12日	大字江須賀 20歳～89歳の男女20名
2	一般社団法人 輿論科学協会	通信利用動向調査 (委託者 総務省 大臣官房総括審議官)	7月11日	大字江須賀、大字中原、大字森山、安心院町檜本、安心院町東恵良、安心院町尾立、安心院町松本、安心院町六郎丸 20歳以上の世帯主43名の世帯構成員
3	株式会社 サーベイリサーチセンター	孤独・孤立に係る実態調査 (委託者 内閣官房 孤独・孤立対策担当)	9月13日	大字長洲、大字金屋、大字佐々礼 16歳以上の男女50名
4	株式会社 日本リサーチセンター	生活意識に関するアンケート調査 (委託者 日本銀行情報サービス局)	2月8日	大字辛島、大字苅宇田、大字川部 20歳以上の男女15名